

タキロンシーアイグループにおける就活ハラスメント防止への取り組み

就活ハラスメントは、求職者等（求職者の他、タキロンシーアイ及びタキロンシーアイのグループ会社の実施するインターンシップなど労働者の採用に資する活動に参加する者）の人格や尊厳を傷つけ、公正な採用活動を阻害する社会的に許されない行為です。タキロンシーアイでは、採用活動に関わる全ての役員・社員（以下、社員等）が就活ハラスメントの防止に努め、求職者等が安心して求職活動その他求職者等の職業の選択に資する活動を行える環境を整備するとともに、公正かつ適正な採用活動を推進します。

採用活動ルール

求職者等が安心して求職活動を行える環境を確保するために、下記のとおり「採用活動におけるルール」を定め、採用活動に携わる社員等は、これを遵守しています。

- (1) 採用面接、会社説明会、インターンシップその他採用活動は、原則として事前に日時、場所および実施方法を明示したうえで実施すること。
- (2) 採用活動は、会社が指定する事業所、会議室、オンライン会議システムその他会社が適当と認める場所または方法により実施すること。
- (3) 求職者等との連絡は、原則として会社が指定する採用管理システム、電子メール、電話等、会社が認めた手段を利用し、社員等の個人のSNSアカウントや私的な連絡手段での連絡は行わないこと。
- (4) 面接等は、原則として勤務時間内に実施し、複数名の社員等による対応その他適切な実施体制を整えること。
- (5) 採用活動において、求職者等の意思に反する面談、飲食、私的な連絡先の交換その他採用選考に必要な範囲を超える行為を行わないこと。
- (6) 求職者等の人格および尊厳を尊重し、就活ハラスメントの防止に努めること。
- (7) 求職者等から採用活動に関して、不適切な言動を受けたなどの申出があった場合は、速やかに当社グループの就活ハラスメント相談窓口へ案内し、適切に対応すること。

周知・啓発

当社グループでは、採用面接やインターンシップに関わる社員等に対し、就活ハラスメント防止のための周知・啓発を実施し、求職者等が公正で安心できる環境づくりに努めています。

就活ハラスメントに関する相談窓口

就職活動中に当社グループ社員等によるハラスメント行為が認められた場合は、下記の窓口までご相談ください。ご相談いただいた内容や個人情報等は厳重に管理し、秘密は必ず守られます。

また、ご相談いただいたことが採用選考や合否結果に影響することは一切ありません。

<就活ハラスメント相談窓口>

豊島総合法律事務所（女性弁護士）

メールアドレス：hotline_tkci@tys-law.jp

※ご相談される際のお願い

- ・タキロンシーアイグループ共通の相談窓口となっていますので、対象となる会社名を必ずご記載ください。
- ・ご相談内容は、可能な範囲で具体的にご記載ください。